

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条
第一項の規定によつて、備後圏都市計画、本郷都市計画、河内都市計画及び東広島都市計画

下水道沼田川流域下水道を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する
同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出する
ことができる。

平成二十六年六月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 都市計画の種類及び名称
備後圏都市計画、本郷都市計画、河内都市計画及び東広島都市計画下水道沼田川流域下水道
- 二 都市計画を変更する土地の区域
三原市本郷南六丁目
- 三 都市計画の案の縦覧場所
広島県土木局都市計画課、東広島市都市部都市計画課、三原市都市部都市計画課
- 四 縦覧期間
平成二十六年六月一日から平成二十六年六月十六日まで